

第18回
食料・農業・農村政策審議会

農林水産省大臣官房企画評価課

第18回食料・農業・農村政策審議会

日時：平成20年5月15日（木）

会場：三田共用会議所

時間：10:02～12:08

議 事 次 第

1. 開 会
2. 農林水産副大臣挨拶
3. 平成20年度における食料・農業・農村政策の推進について
4. 意見交換会
5. そ の 他
6. 閉 会

○林審議会会長 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから第18回食料・農業・農村政策審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

きょうの会議は、平成20年度第1回の食料・農業・農村政策審議会の開催ということになります。

事務局にお知らせいただいておりますのは、佐々木委員、藤岡委員、吉川委員が所用により欠席されるということです。また、現時点で深川委員とそれから榎野委員のお二人が少し遅れておられるようですが、いずれ来られると思いますので始めさせていただきます。

また、本日の審議会は公開されております。一般公募による傍聴の申し込みがございまして、17名の方がお見えです。

本日の会議は12時までを予定しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、この審議会の開催に当たり、岩永農林水産副大臣からご挨拶をいただきます。よろしく願います。

○岩永副大臣 おはようございます。

ただいまご紹介いただきました、副大臣の職をいただいております岩永浩美でございます。

第18回食料・農業・農村政策審議会の開催に当たって、一言ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、委員の皆様方におかれましてはご多用中のところご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。また、常日ごろから農政の推進にご支援、ご協力をいただいていることに、改めて重ねて厚くお礼を申し上げる次第でございます。

昨今、途上国を中心とした人口増加、バイオ燃料需要の増加、地球温暖化などの食料をめぐる情勢が大きく変化をし、穀物の国際価格は史上最高の水準に達しています。

また、食料の6割以上を海外に依存している我が国において、食品価格が値上がりをはじめしております。

このような中で、先般、食料・農業・農村政策推進本部と食料の未来を描く戦略会議との合同会議において、食料問題に関する国民へのメッセージとして「食料の未来を確かなものにするために」が決定され、それを受けて、政府として「21世紀新農政2008」を決定いたしました。

本日の審議会においては、これらと19年度の食料・農業・農村白書を素材として、20年度における食料・農業・農村政策の推進についてご議論をいただき、20年度の施策の推進や21年度の予算編成に反映させてまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、我が国農業がその有している潜在能力を最大限に発揮して、21世紀にふさわしい戦略産業となるように、さまざまな視点から活発なご議論をお願いをしたいと考えております。

以上、簡単であります。第18回食料・農業・農村政策審議会の開催に当たりまして、私の挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○林審議会会長 岩永副大臣、どうもありがとうございました。

副大臣はこの後に公務がございますので、ここで退室されます。

(岩永副大臣 退室)

○林審議会会長 また、カメラのほうもここで退室いただきます。

それでは、議事に入ります。

本日は、先ほども申し上げました平成20年度における食料・農業・農村政策の推進についてご議論をいただくわけではありますが、議論の素材として事務局のほうで資料を3点、用意していただいております。お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

まず最初に、先日決定されました「食料の未来を確かなものにするために」という表題のものと、それからもう一つ、「21世紀新農政2008」につきましては、企画評価課長からご説明いただくことにいたします。また、19年度食料・農業・農村白書につきましては、企画部会でご議論いただき取りまとめていただいたことから、鈴木企画部会長にご説明いただきます。

それでは最初に、「食料の未来を確かなものにするために」と「21世紀新農政2008」について説明をお願いいたします。

○企画評価課長 企画評価課長の坂井でございます。

それでは早速でございますが、資料1の「食料の未来を確かなものにするために」、こちらのメッセージのほうからポイントを絞って説明をさせていただきたいと思います。

このメッセージにつきましては、先週5月7日に食料の未来を描く戦略会議、こちらで決定をされました。この戦略会議は、総理大臣を本部長といたします食料・農業・農村政策推進本部に設置されたものでございまして、この資料1の表紙にございますように、東京大学の生源寺先生を座長として、ここに書かれているメンバーの方に活発にご議論をい

ただいてまとめていただいたものでございます。昨年の7月から5回にわたって戦略会議を開いていただいて、このようなメッセージがつけられたものでございます。

それでは早速ですが、1ページをめくっていただきまして、私ども、このメッセージ、統計資料とともに簡潔にまとめたものがございます。これに即して説明をさせていただきたいと思っております。

まず1ページは、ご案内のように世界の食料事情が大変深刻化している。食料の需給が逼迫し、農産物の国際価格は軒並み史上最高水準に高騰しているというものでございます。これもご案内のように、需要面、供給面、それぞれの理由で世界の食料供給の安定性を失っている、深刻化している、そういった点でございます。

次に、2ページでございます。

こういった状況の中で、我が国の食料供給力が弱いというのが現状でございます。カロリーベースで食料の6割以上を海外から輸入しております。

また、この下の右にございますように、輸入している食料のうち、穀物については、特定の国に依存をしております。例えばトウモロコシの場合、96%が米国からの輸入でございますが、我が国の食料供給の構造が相手国の供給力に左右されやすい、こういった点を認識する必要があるということでございます。

次に、3ページでございます。

一方、食生活の乱れが引き起こすさまざまな問題が生じております。たんぱく質、炭水化物、脂質、いわゆるPFCバランス、これも1980年ごろに比べると相当崩れてきている状況になっております。そういったことで、肥満や生活習慣病につながりやすい食生活になっているという状況でございます。

また、家庭で廃棄される食料が1人当たり年間80キログラムということで、これは我が国のトータルにいたしますと1,900万トンということで、世界の食料援助量が730万トンでございますから、食料援助量の約3倍ほどの食品が我が国で廃棄されている、そういった状況にあるわけでございます。

4ページでございます。

こういった状況の中で食料をめぐるさまざまな問題、これが私たち国民の未来に関する重要な問題である、こういった点について広く理解と共感を得ることが重要であるということでございます。

米をはじめとする国産の農産物を消費すること、このことが食料安全保障、健康、ふる

さとの活性化、また環境の保全、こういったことにつながっていく、こういった点から望ましいという点について、広く理解と共感を得ていく必要があるということでございます。

5 ページでございます。

こういった認識のもとに、食料の未来を確かなものにするためには、何よりも国内の農業資源を有効活用していく必要がございます。

我が国の耕作放棄地面積は、年々ふえてきている状況でございます。こういった中で、しっかりとした技術と高い意欲を有する農業経営を育てる、あるいは農業技術の開発・普及、あるいは農業経営の教育を通じて人材を育てる、こういったことがますます重要となってきているところでございます。

6 ページでございます。

このような努力をするということで、消費者の国産ニーズにしっかりとこたえていく努力、こういったことをしていくことが重要となっております。農業者は、こういった国産の食料に対する消費者や食品産業のニーズに対して的確にこたえることが求められているということでございます。

この後段、下のほうには、農産物の購入に関する消費者の意識、あるいは国産農産物に関する消費者の意識を整理をしているところでございます。

7 ページでございます。

食料の未来を確かなものにしていく、こういった観点から、長期的かつ戦略的な取り組みが欠かせなくなってきました。

この下にございますように、米粉パン、めんなど、米粉製品の開発・普及、あるいは飼料米の生産、また食品廃棄物を家畜の餌にするエコフィード、こういったことによって戦略的・長期的な取り組みを進めていく。また、国際協力も積極的に行うべきであるということでございます。

8 ページでございます。

こういった中で、いかなる事態のもとでも必要な食料を保障することは、国の最も重要な責務でございます。

この下にございますように、国内生産の拡大をベースとして食料輸入の安定化、備蓄の確保によって、国民への食料の安定供給を確保する、これがまさに国の責務ということでございます。

最後に、9 ページでございます。

食料の未来を確かなものにするといったことで、国民の皆さんそれぞれが、それぞれの立場でできることから長続きする形で取り組む、こういったことが大切であるといった点が強調をされております。

特に、国は食料安全保障の具体策の見直しや、長期的かつ国際的な食料・農業戦略の充実に全力を挙げなければならないということでございます。

こういったことによって「新時代の食料をめぐる安全と安心の礎が築かれることを確信します」、こういった形でメッセージが結ばれております。

このメッセージが5月7日に決定をされたところでございます。私どもといたしましても、このメッセージを受けて、次に説明いたします21世紀新農政2008に基づいて農政を展開をしていくとともに、国産の農産物を大切にしていこう、こういったメッセージに基づいて、国民運動として積極的な展開をしていきたいということで考えております。ぜひ、委員の皆様方のご支援とご理解をいただきたいと思っております。

それでは続きまして、資料の2-1で、21世紀新農政2008のポイントについて説明をさせていただきます。

この21世紀新農政2008につきましても、5月7日の食料・農業・農村推進政策本部で決定をされたものでございます。

早速でございますが、3ページを開いていただきまして、「21世紀新農政2008」の構成といったところで、まず、大まかな構成についてご説明をしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、1つ目の事項は、左の1にございますように、食料の未来を描く戦略会議のメッセージ、これを踏まえた戦略的な対応でございます。

また、2番目の柱として農山漁村の活性化、3番目として環境・資源対策、こういった大きな三本柱で構成をされております。まず、メッセージを踏まえた戦略的な対応、食料供給力を強化をしていくという点でございます。

4ページは、国際的な食料事情を踏まえた食料安全保障の確保といった点でございます。

まず、国内外の食料事情に関する情報の把握・提供体制の強化といったことで、この右の四角の中の「情報の分析」に書いてございますが、輸入国として我が国は、独自の中長期的な世界食料需給予測モデルを開発をすることにしております。これまでFAOですとか米国農務省の分析はございますが、こういったものに加えて輸入国として独自の分析を今後行っていく、こういったことでございます。

また、(2)の国内における食料供給力の強化ということで、先ほどのメッセージの中

にもございましたが、米粉や飼料用米など、米利用の新たな可能性、新たな道を開くといったことを行っていくこと、また、飼料自給率の向上対策として、飼料用米に加えて青刈りトウモロコシ、またエコフィードといった形での利用を促進していくこととしております。

また、右のほうにいきまして、WTO、EPA国際交渉、それに加えて農林水産物・食品の輸出、これは平成25年までに1兆円規模に拡大するというところで、これまでのところ順調に伸びてきているわけですが、この目標に向かって農林水産物・食品の輸出を促進をしていくこととしております。

次に、5ページを開いていただきまして、消費者の食への信頼確保と食生活の充実を図る施策の展開でございます。

今年度から、(1)にございますように、食品表示特別Gメンの新設、こういった形でさらに消費者の食への信頼を確保する、こういった努力を続けてまいります。

また、3つ目の○にございますが、農業生産工程管理手法（GAP）や危害分析重要管理点手法（HACCP）の導入を推進し、生産から食卓まで食品の安全を確保していくということで、それぞれGAP、HACCPにつきまして具体的な目標を立てて推進に取り組むこととしております。

また、「めざましごはんキャンペーン」といった形で、米を中心とする食生活の実践に向けた取り組みを進めて参ります。

(3)にございますが、学校給食あるいは企業の食堂等における地場農林水産物の活用、地産地消の取り組み、こういったことによって食と農のつながりの深化に向けた取り組みを進めていくこととしております。

6ページでございます。

国内農業の体質強化といったことで、意欲と能力のある担い手の育成ということで、水田・畑作経営所得安定対策、昨年見直しを行いました。この着実な推進を図るとともに、それぞれの経営の段階に応じた支援を行って、経営管理能力の高い多様な農業経営の育成を図っていくということにしております。

また、農内外からの若者の就農促進ということで、若者を対象とした農業法人でのオン・ザ・ジョブ・トレーニング、こういったことも含めて対応をしていくこととしております。

(2)にございますが、食料の生産基盤である農地の確保・有効利用の促進ということ

で、農地政策の改革、これは21年度までにスタートするという事で、現在検討を進めておりますが、農地の貸し借りをさらに容易にするための措置を現在検討しておるところでございます。

また、水田の有効利用、生産調整目標の達成に全力を挙げるとともに、耕作放棄地の解消、これも具体的な目標を設定して取り組むこととしております。

(3)の先端技術や知的財産を活用した農業の潜在的な力の発揮ということで、ここにご覧いただけますような不耕起直播栽培技術により、労働時間を3割削減できるような画期的な技術、イノベーションを先導する技術開発の加速化を図っていくこと、また、知的財産のネットワークをつくっていく、こういったことによって、知的財産の戦略的な創造・保護・活用を図っていくこととしております。

次に、7ページでございます。

2番目の柱でございます、農山漁村の活性化でございます。こちらでも地方の再生戦力、こういったこととも連携して、農山漁村活性化対策の積極的な展開を同様な形で図っていくこととしております。

特に、ここでも3番目の○にご覧いただけますような「子ども農山漁村交流プロジェクト」ですが、将来的には毎年、全国120万人の小学生が、これは1学年規模に相当するわけでございますが、参加できるような「子ども農山漁村交流プロジェクト」を進めていく。こういった形で積極的な取り組みを進めていくこととしております。

また、農地・水・環境保全向上対策による支援も引き続き行っていくこととしております。

また、新しい取り組みとしまして、2にご覧いただけますけれども、経済産業省と農林水産省の連携のもとに、農商工連携ということで農産物を活用した形で流通業、外食産業など商工部門との連携をさらに進める、それによって新規製品の開発ですとか新規販路の開拓、事例もここに掲げられておりますが、こういったことを積極的に進めていく。こういった農林水産業と食品産業等の連携を強化を図っていくこととしております。

また、暮らしを守る鳥獣害対策展開ということで、市町村が被害防止計画を策定して具体的な取り組みを進めていく。こういった形で必要な予算措置も講じて、鳥獣害対策を展開をすることとしております。

最後に、8ページでございますが、3番目の環境・資源対策でございます。

こちらでは、国産バイオマス燃料の生産拡大ということで、平成23年度までに国産バイ

オ燃料を5万キロリットル生産するという事で、食料と競合しない形で非食用資源、稲わら等のソフトセルロース、こういったものを中心として、日本型バイオ燃料の生産拡大対策を進めていくこととしております。

また、右側のほうにございます、農林水産分野における地球温暖化対策、森林吸収源対策、あるいは農地土壌による温室効果ガスの吸収源としての機能の向上、こういった点を今後力を入れていくこととしております。

また、今年には北海道洞爺湖でサミットもございます。このサミット開催地周辺におきますバイオマスタウンの設置、あるいはこのバイオディーゼル車の運行とか、バイオマス製品の展示、こういった形で北海道洞爺湖サミットの間も活用して、この日本型のバイオマス利活用を世界にアピールしていきたいと、今考えているところでございます。

以上が21世紀新農政2008のポイントでございます。

以上で、私の説明を終わらせていただきます。

○林審議会会長 はい、ありがとうございました。

続きまして、鈴木企画部会長から19年度食料・農業・農村白書についてご説明いただきます。

○鈴木企画部会長 鈴木でございます。

それでは、食料・農業・農村白書につきまして、企画部会における審議経過と19年度白書の内容につきまして、簡単に説明させていただきます。

資料のほうは、3-1と3-2、概要編と本体をこちらに配付いただいております。

本白書につきましては、企画部会におきまして昨年の9月、11月、それから今年の3月と、3回にわたりまして審議を行いました。3回の審議におきましては、新たな経営所得安定対策や米政策改革、農地・水・環境保全向上対策、いわゆる農政3改革の取り組み状況とその課題のほか、世界の食料事情が非常に大きく変化する中、食料自給率や食料供給力の強化に向けた取り組み、それから、耕作放棄地解消に向けた対策や中山間地域をはじめとする農山村地域の活性化対策、さらにはバイオマスの利活用の加速化、農地土壌の二酸化炭素吸収機能の可能性、それに加えてWTO・EPA・FTA交渉への積極的な対応、食の安全と消費者の信頼確保に向けた政府の取り組み体制など、非常に幅広い分野につきましてご意見をいただきますとともに、活発な議論が行われました。

このお手元に配付されております「平成19年度食料・農業・農村の動向（案）」及び「平成20年度食料・農業・農村施策（案）」につきましては、これらのご意見や熱心なご

議論を踏まえて取りまとめたものでありまして、各委員からその内容についてご承認いただいたところでございます。

この資料3-1のほうで一、二枚めくっていただきますと、目次があるかと思います。今回の白書は、食に対する消費者の信頼を揺るがす事件の頻発や、原油価格、穀物・大豆価格の高騰とその影響など、この1年の特徴的な動きを冒頭にまずトピックスとして取り上げまして、本編のほうは特集章としての「農業・農村の持続的な発展と循環型社会の形成」と、それから「食料・農業・農村の主な動向」の2章構成となっております。

この中で、特に食の安全と消費者の信頼の確保をはじめ、米政策改革、新たな経営所得安定対策等の見直しの経緯とその内容、それから地球温暖化対策の総合的な推進状況や、農村資源の保全・活用の取り組みなどの解説に力点を置いております。

また、全体としまして、できるだけ多くの事例や図表、それから写真を取り入れまして、わかりやすく親しみやすく、またメッセージ性の高いものになるように心がけております。

今回の白書が食料・農業・農村の動向や主要施策の取り組み状況につきまして、国民の関心と理解を深めるものになりますとともに、生産現場の取り組みや消費者の声を積極的に施策に反映させながら、透明性の高い政策運営と、国民の視点に立ったわかりやすい広報の展開によりまして、食料・農業・農村施策に対する国民の信頼と支持を得る役割の一端を担うものになることを願っております。

最後になりますが、企画部会の審議におきまして、企画部会の各委員のご協力により有意義な議論を行うことができ、こういう形でまとめることができましたことに対して深く感謝申し上げたいと思います。

ごく簡単でございますが、以上で私の報告にかえさせていただきます

○林審議会会長 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの3点の資料に基づくご説明を参考にさせていただきながら、これにとらわれることなく、皆様のご意見、あるいはご質問をいただきたいと思います。

本日、委員の皆様からいただいた貴重なご意見は、今後の施策の推進、あるいは平成21年度の予算要求に反映させていただくということで農林水産省にお願いするわけですが、局長、部長、審議官、課長、そして参事官の方々、また水産庁、林野庁からもお見えですので、いろいろなご意見に対してお答えいただけるのではないかと思います。どうぞ、どこからでも結構ですので、ご意見あるいはご質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ、平田委員から。

○平田委員 それでは、失礼いたします。

今、説明をお聞きし、また資料を拝見させていただきました。

「21世紀新農政2008」ですけれども、私どもが今まで、この審議会で発言いたしました意見が、くまなく網羅されていて、そのご努力を大きく評価いたしたいと思っています。

それで、きのうの日本農業新聞だったと思うのですけれども、前農林水産副大臣の山本先生の、食料の安全基本法の制定といった内容の記事が掲載されておりました。この件につきましては、政府挙げての食料の安全保障ということで取り組んでいただきたいし、今、それが一番大切な時期に来ていると思っております。

ただ、「21世紀新農政2008」は、素晴らしいものができましたけれども、実行されなければ何の意味もありません。そういう意味で、有言実行ということで、ぜひこれを大きく前進できるように実行させていただきたい。それで、国民から信頼される農林水産省ということで、今後の活動というものに大変期待をいたしております。どこかの省のようにならないように、ぜひ将来の子供たちにとって農地という貴重な資源を、大切に残してほしいと思っております。

前回の審議会でお話し申し上げたのですが、食料安保に関して、国民的なキャンペーンをぜひ、繰り広げてほしいということです。先ほど説明がございました、「食料の未来を確かなものにするために」というレポートについてですが、これを国民に広く開示していただきたいと思います。今後、四半期毎にレポートが出されて、大きくアピールしていくということがございますから、非常によいことと思っております。

ただ、この施策というのは、当然のことながら消費者、それから生産者にとって役立つものでなくてはなりません。今までの施策は余りにも煩雑過ぎて、なかなか生産段階で導入しにくいという面がございました。かなり、今年度は大きく改善していただきましたけれども、なお、手続きが煩雑で実行が難しい面がございます。もちろん、現場の人的な資源の問題もございます。日本の大学もそうですが、入り口は厳しいけれども、出口はどうかなという問題があります。入り口のほうは導入しやすく、結果を重視するような施策にしてもらいたいなど。途中経過、それと結果を重視するという形の施策に変えていただきたいというように私は思います。

それと、食料に関しては、国防や教育もそうだと思うのですが、やはり、地方に任せるということではなくて、国が主体的に国民の食料を確保するということで、国の責任にお

いてやるというスタンスが必要だと思えます。地方に任せる部分も若干あるかと思えますけれども、大半の部分は、国が政策を示し、それを確実に実行するということが、非常に大切であるというように思っております。

それから、もう一点、先ほど人的財産の件がございましたけれども、昨日の日本農業新聞に八代亜紀さんが、「にっぽん未来図」という中で、「若者の強みを生かして」という記事が出ておりました。「若者が大丈夫と思える国づくり、農村の未来は若者をどれだけ大切にできるかが明暗を分けると思えます。これからの農業は、コンピューターを使いこなす農業、若者の強みを生かす新たな特産品やブランドをつくり出す上で、彼らの感性は非常に役立つのではないか」といったことが書いてございました。

将来の食料を担うのはやはり若者でございますので、若者が安心して就農できるような環境条件整備を、今、作っていく必要があるのではないかと思っております。

そういう点で、一つには、先ほどの報告にもございましたが、知的財産の有効活用についてでございます。担い手の育成について、「カリスマ的な先導師」といいますか、そういうものをうまく活用した農業の振興ということが、今後求められるのではないかなと思っております。

それから、もう一点、農商工連携についてですけれども、今、地方の土建業者がどんどん倒産しております。私どもの小さな集落でも5社の土建業者がいらっしゃって、これらの会社は、二、三年のうちには、多分1社になるだろうと言われております。彼らは、農地の基盤整備に今まで活躍していただいた業者であります。土建業者がなくなることになれば、我々のところでも100人規模の雇用が喪失されるということになります。

そういうことで、今、耕作放棄田だとか、基盤整備がされていないところの水田なり耕地の基盤整備を、国の責任においてやっていただいて、彼らに、今、日本で不足する飼料だとかお茶だとかソバだとか、外国から輸入に頼っている農産物をつくっていただくのはいかがでしょうか。それと、今まで土建業者は、山林や原野をゴルフ場にする仕事に関わってこられたわけですが、そのような技術を生かして、牧野の造成を行って、畜産経営を行うこともできると思えます。一方、今、竹林が荒廃しておりまして、繁茂して困っているのですが、大半を輸入に頼るタケノコですが、現状は、商品化ゼロの状況です。竹林を整備して、タケノコを生産していくとか、土木以外の仕事として、農村の整備や食料生産に携わって頂き、さらに、将来、洪水や地震等の災害復旧のために対応する人材として、存続して頂くことが必要だと思えます。

それと遺伝資源ですけれども、種子は、大半を外国に頼っているんじゃないと思います。そういう点で、一番大切な種子の生産の大部分を国内で生産するようなシステムができないと、将来、食料の安全保障の上で、不安定な食料の生産になるのではないかと考えております。

それから、ちょっと長くなるので簡単に申し上げますが、安心・安全というのが日本の生きる道だと思うんですね。これは食料に限りませんけれども、先ほどお話のあったGAPだとか、HACCPだとか、そういったものを行うことによって、日本の1兆円規模の輸出ということも当然それにつながる問題だと思います。そうすると、水田も休耕しなくてもいいような状況になるかもしれません。

そういうことで、今、道路財源が一般化するということが奪い合いの状況になっていましてけれども、ぜひ農林水産省も一般財源化したものを活用し、日本の食料を安定的に確保するという方向に使っていただくように、頑張っていたきたい。これが一番国民が納得する使い方ではないかなと思いますので、よろしくお願いします。長くなくなってすみませんでした。

○林審議会会長 はい、ありがとうございました。

じゃ、浦野委員、そして、甲斐沼委員。

○浦野委員 今の平田さんの意見と若干かぶるところもありますけれども、3点に絞ってちょっとお話をしたいと思います。

1点目は、この農業をめぐる問題について、国民との合意が全くとられてないということが、食品産業の目から見ても非常に感じる場所なんですね。きょうのこのお話の中に随分そういうことが出てきて、今後、この広報活動をきちんと進めていくということでございますが、しっかり予算もこれに振り向けてもらいたいと。新聞とかいろいろな媒体がありますけれども、あらゆる媒体を使って、国民との間で共有認識ができるようにしてほしいなと思うのですね。

その中で特に、ここ二、三年で見たときに、いわゆるバイオ燃料の問題も含めてなんですけれども、資源ナショナリズムという動きが非常に国際的にあるわけですね。これを私は軽く見てはいけないだろうというふうに本当に思っています。

もうお金では食料は買えない時代が本当に来ていますね。企業の第一線にいて、そう感じます。まさにお金ではなくて、ほかの技術とか情報とか、そういうものと交換でなければ、小麦も大豆も買えないという時代が来ています。そこをやはり国民の皆様きちんと

わかっていたら、こういう政策をやっつけていかななくちゃいけない。

そういう目で考えると、今日のこのご説明の中でも、少し今までの外交努力というか、そういうことだけでまだいけるんじゃないかみたいな感覚が国にもあるように思いますけれども、私はそんなに甘くないと思っています。やはり、この資源ナショナリズムに対抗していくためには、従来の外交努力だけではとても賄い切れないものがあるというふうに思いますので、ぜひこういった時事問題について、国民の合意を得た上で政策を進めていただきたいというのが1点目です。

それから、2点目は、そういう観点に立ったときに、やはり日本のこの食料の自給率を高める、今の食生活のまま自給率を高めていくというのがほぼ絶望的であるということは、農水省の試算でも出ているわけですね。

そういう意味で、お米を大切にということがこの中にも書かれていて、私も大賛成なんですけれども、しかし、お米を中心にと言ったときに、いろいろな知恵を出さないと、やはり今までの食生活を大きく変えていくということになりますから、おいしさとかいうことを含めて、あるいはお米の形態を変えていくようなこの米粉みたいなこともあるんでしょうけれども、さまざまな努力がここは要るだろうということですね。

もっと言うと、ここも相当な覚悟が必要でして、いわゆる行動変容といいますか、行動を国民全体が変えていかないと、こんなことうまくいかないわけですね。

お米から変わっていった時代の中では、おいしさというものがありましたから、このおいしさに引かれて国民全体の食生活が変わってきたわけです。今から先も、そういうおいしさを犠牲にしない中で、いかに国産のお米を中心にした食生活に変えていけるかという意味の、この行動変容ということに、我々企業も含めて国全体が努力をしていかななくちゃいけないと思っています。

その際に、理論的枠組みとして、世界のこういう資源ナショナリズムを背景にした食料の自給の問題ということもありますし、あるいは環境問題をとってみても、フードマイレージとかバーチャルウォーターの問題もあります。お米なんか、このバーチャルウォーターの問題でいくと、非常に少ない水で実はできるんですね。水田に水をワッと張っているから、いかにも水を使うみたいですが、基本的には非常に水が少なくてできる食料ですし、そんなことも含めて解説していくと、国民の方々にも納得していただけるんじゃないだろうかと考えています。

それから3点目は、ここはちょっと先ほどの平田さんの意見と私、違うんですけども、

この農業をしっかりとやっていく上で、若い人の力をというのは非常に大切なことです。私、縁あって、この産業教育の分野に少しかかわりを持っておりまして、そういう意味で農業高校の生徒さんなんかと触れ合う機会も多いんですけども、彼らは卒業しても働く場がないんですよね。これは、家族経営という大切さももちろんありますけれども、やはりこの企業経営みたいな面も含めて、若い人が単に意欲だけ持っていては現実には働く場がないわけですから、そこをきちんと手当てしていく必要があると思うのですね。

そう考えたときに、私はこれは国がやる仕事ではないと思っています。地方が自らその地域の経済を活性化していく上で、農業というのはやはり基幹産業なんですね。この農業と結びついたいろいろな産業がまたそこに起きてくるということを含めて、地域経済の活性化の中で農業を第一に考えたときに、地域が先頭に立たずして絶対にこんなことはできないと。国が幾ら面倒を見たってこんなことできないと思いますね。

ですから、地域がというか地方公共団体が、本当に自ら経済の活性化のために動いていくといったことをぜひやっていただければというふうに思っております。

以上、3点申し上げました。

○林審議会会長 はい、ありがとうございました。

それでは、甲斐沼委員、そして神田委員、岡本委員。

○甲斐沼委員 どうも、いろいろご説明ありがとうございました。

非常にわかりやすかった面と、数値はどこかにあるんでしょうけれども、その具体的な数値がちょっとわからないというところがありまして、幾つかご質問させていただきます。

私、温暖化問題のほうを取り扱っておりまして、2050年までに世界では半減、日本は70%のCO₂排出量を削減しなければいけない。どうすればよいかということを考えていますが、その中でやっぱり一番大切なのは、生活をどうしていくかということで、生活の中からCO₂を出さないような生活に切りかえていくことが重要です。その中で一番大切なのが農業の問題で、やはり農業は生活の基盤です。

今、第二次産業でいろいろGDPを稼いで、海外にも進出して行って、そのおかげで私たちは快適な生活をしていて、農業のほうは一、二%ぐらいしかGDPは稼いでいないと言われてます。

ただ、根幹はやはり農業なので、いろいろ今日もご説明頂きましたが、やはり収入がきっちりしていないと、若者も農業のほうに向かってくれないだろうと。その中で、補助金ということではなくて、どういう形で自立した収入をどうやって確保していくかというこ

とについて、どのような数値であるのかということ、ご説明頂きたいと思います。例えば、先ほどご紹介頂いた、「食料の未来を確かなものにするために」という資料の中の7ページで、食品廃棄物の飼料化、あるいは飼料米の生産ということが書いてありますが、飼料米の生産を行うに当たって、じゃ、本当に飼料米を生産することによって、ちゃんと収入が得られるのかということがちょっと気になったところでもあります。

また、その食品廃棄物の問題で、家庭のところから国民1人当たり84キログラム出ていると書いてはありますが、ただ、個人的な感覚としては、家の中でごみを出すというよりも、24時間営業のコンビニだとか、いろいろなところからの廃棄物が非常に多いと、テレビなどでも報道されておりまして、家庭の中そのものの廃棄物というよりも、システム全体を考える必要があるのかなと思っていたのですけれども、その辺の統計の数字というのはよくわかっておりません。その辺も説明していただければと思うのです。

あと、「21世紀新農政2008のポイント」のほうの6ページのところに、水田の有効利用、「生産調整目標の達成に全力」という形で書かれておりますけれども、先ほどのご説明でありますと、将来、今は放棄されているような農地を有効利用して生産に向けるというようなご説明であったかと思うのです。ただ、これまでの農業の政策では、逆に補助金というか、作らないという生産調整で補助金を出してきており、それで農地が荒れていく状況になってきたと思うのです。

それでは、これからそれを転換されるのか、それとも、調整ということ念頭に置いていかれるのか。昨今バターがなくなってというのも、2年前に乳牛の調整をしたことが問題であると報道されていまして。バターが手に入りにくくなったので、今度はまた増産を推進されるとかいうように。ただ、農業の場合にはもっと長期的な見通しが必要で、補助金という形ではなくて、収入を確保していく必要があるということについて、もう少し具体的な数値でご説明いただきたいと思います。

あと、バイオマスですが、バイオマスについても、これは温暖化の面からも非常に有効な対策であると私どもも思っておりまして、ぜひいろいろな取り組みをしていただきたいと思います。8ページにバイオマスのご説明がありますが、いろいろな功罪と申しますか、バイオマスについてはいろいろな意見がありますので、その辺もちゃんと整理してやっていただければと思いました。

以上です。

○林審議会会長 ありがとうございます。

それでは、神田委員、岡本委員。

○神田委員 ありがとうございます。

幾つかもうご意見が出ておりますけれども、こういった農業にかかわる政策ということで、どうしても主たる対象が農業にかかわる皆さんがなっているように思いますけれども、やはり、こういった生産品を消費する消費者の意見というものをもっと聞くべきであろう、こういった政策をつくる時に聞くべきであろうというふうに思います。できたらその次はきちんと説明をしていくと、それで理解をきちんとしてもらうというようなことが必要だろうと思います。そういったことの意識はあるとご説明を聞いていて思いましたけれども、もう少しきちっと、こういった政策の中に重要な視点であるということで位置づけていくということが必要だろうと思います。

それからもう一つは、こういった政策の組み立てが、国際情勢を前提にできているように思うんですけれども、私たちの国内の暮らしをめぐる状況と情勢というものが、もう少し意識されていいのではないかと考えています。これから高齢者が多くなりますし、そういったことではお米の消費の推移にもかかわってくる問題でもあります。労働問題ですか、社会保障の問題とか、私たちはいろいろなそういったものの中で、そういった暮らしの中で食生活というものを考えるわけですから、その暮らしのめぐる情勢というものをきちっと見据えた上で、こういった農業政策も考えていってほしいなと思っております。

そういったときに、資料1のところのご説明の中で、例えば6ページのところに、国産農産物に関する消費者の意識の調査のグラフがあるわけですが、「どちらかというと優れている」、「とても優れている」という評価は全体的には多いんですが、価格のところでは当然ながら劣っているというのが非常に大きな数値で出ているわけです。これは非常に難しく、これを解決していくのは大変だということは非常によくわかるわけですが、こういったことについても、少しでも私たちが買いやすくなるような対策というものをとっていただきたいと思っておりますし、その価格政策というものがどこにも出ていないような気がするんですけれども、その辺をどのようにお考えなっているのかというあたりをお聞きしたいと思います。

それから、幾つか小さな質問と意見なんです。食料自給率という言葉が幾つかの資料の中にちりばめられているんですけれども、一般的に言う食料の自給率という表現と、あと、例えば39%とか6割というように数字がくっついている場合もありますけれども、やはりそこは正確にカロリーベースというようなことをつけ加えていただかないと、受け取

る側が混乱するし、あるいは誤解を招くのではないかというふうに思います。

それから、国産農産物のところ、4ページのところなんですが、国産農産物を消費することが健康増進につながるというような表現がありまして、こういった関係というのは非常に安易ではないかと私は思います。そこが非常に気になります。これは一つの例なんですけど、そういったようなニュアンスの表現が幾つか見られますけれども、これはこういった関係なのか、この際ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、食品安全の問題は非常に、以前から関心が高いわけですがけれども、いろいろな問題が最近も起こっておりまして、国民の間では関心がさらに高まっており、新たな問題もいろいろ出てきております。そういった中で、HACCPとGAPについてはここで触れられておりますけれども、リスク管理ということで、このほかに重視している点ということについて少しご説明いただければと思います。

以上です。

○林審議会会長 はい、ありがとうございました。

それでは、岡本委員。

○岡本委員 岡本です。いろいろ説明ありがとうございました。皆様のご意見とかぶるところがありますが、何点かお願いしたいと思います。

1点目は、「子ども農山漁村交流プロジェクト」に関してです。これに対して、私はとても期待しています。賛成していますし、できたら何かかわらせてもらいたいなと思っています。

どうしてかと言いますと、私は都会部に住んでいて、お子さんたちに直接接する機会が多いんです。そのときに一番感じるのは、今の都会部の子供って田んぼを知らないというか、田んぼがあってもそこで食べ物をつくっているという感覚と結びついていないことが多いんですね。食べ物はスーパーに行って買ってくればいい。それがどこかで誰かが手塩にかけて育ててくださった命を食べているという感覚は、全くないお子さんが多いです。それを感じるためにも実際体験してみるのはとても有効じゃないかなと思います。

ただし、この同じプロジェクトですが、対象が小学校5年生というのは、とても大変だと思います。というのは、男の子は結構やんちゃですし、女の子はおしゃまさんになりかけたところなので、とても大変な年代であるということも考えながら、やっていかなければならないと思います。今年から1万人規模で始まるとお聞きしていますが、特に最初の出だしをうまくやっていっていただきたいなと、とても思います。

5年生で1週間合宿みたいな形になったときに、身の回りの生活で精一杯で他の事まで考えられないということも、実際出てくると思います。受け入れる側の例えば学校側のほうとしては、そのプロジェクトは教育のため子供のためというよりは、農村振興とか地域振興のお手伝いをさせられているみたいに思われてしまうと、うまく進まなくなるということを、私はとても心配しています。子供に伝えるとか子供への教育というのは、長期的に見たらすごく効く話だと思うのですね。すぐは効かないんですけども、長期的には効く話なので、そこをしっかりとやってほしいなと思います。

例えば、この前、このプロジェクトの標語を募集していらっしやったと記憶します。でも募集期間がとても短かったような気がします。その募集というのは、ある意味すごく宣伝になると思うのですね。もうちょっと長い期間をかけて学校に求めていったりすれば、このプロジェクトがありますよという宣伝を兼ねた募集になると思いますので、そういうところもちょっと考えて回していくと、うまくいくかなと思いました。

2点目ですが、皆さんからもたくさん話が出てきましたが、自給率の話です。

これは、ある意味とても伝えにくいところがあります。自給率39%で大変だ大変だって言っている割には、普通の人たちは大変だという意識も危機感も全くないというのが、私自身、逆に焦ります。

私が伝えたいと思ってもうまく伝えられないのには理由があります。例えば、自給率が低いから高くするようにしましょうねと言っても、耕作放棄地がいっぱいあるのに有効利用していないじゃないかとか、その一方で、お米の生産調整をしなきゃいけないとか、言われます。そういう話が聞こえる一方で自給率を上げましょうって言われても、どこか矛盾しているように聞こえます。それぞれの部署がそれぞれのことを求められてなさっているというのはわかって、ちょっと離れて見ると、どうしてって思うところがやっぱり出てきてしまいます。何かストーリーなり、伝えやすくするようなものがあたらいいなと思います。

それからもう一つ、3点目ですが、ワークライフバランスという言葉が出ていたのがとても気になりました。これは本当に大事なことだと思うんです。先ほどの行動変容の話もありますけれども、大変なことでもあるし、長期的にも見なきゃいけない話ですし、すごく幅広い話ですけども、そういう視点は持っていくべきだなと思います。

最後ですけども、多分、この会の一番最初、去年の会のときだったと思いますけれども、日本は輸入国だから相手国の持続可能な環境を見ながら日本も動いていますというよ

うなことをお聞きして、とても感動しました。やっぱりその世界へのまなざしというようなものを忘れないでやっていっていただきたいなと思います。

漠とした話ばかりで申しわけありません。以上です。

○林審議会会長 ありがとうございます。

先ほどから手を挙げていたのは、古口委員だったですかね。

○古口委員 じゃ、よろしいですか。

○林審議会会長 どうぞ。古口委員の後に宮田委員、お願いします。

○古口委員 それでは、私のほうから。

担い手の育成はいつも出てくるんですけども、結局これは、先ほどのお話じゃないですけども、皆さんから出ているように収入の問題、これにもう何か尽きるような気がしますね。

それで、他産業並みの労働時間で、他産業並みの生涯所得というようなことが出ていますけれども、このとおりで、今の農業はそれが得られないので若い人たちが後を継がないというのは、もうこれは決定的なことだと思います。

農業の持つ多面的機能とは言っても、それで生活はできません、現場ではですね。それで、私は、農業所得ではなく、農家の所得と考えてももういいのではないか。もっとわかりやすく言えば、農業外所得、これについても農業問題として真剣に取り組んでいくべきではないか。

この中で、農商工連携というようなことが出てきますけれども、農商工連携というのは単に商品開発とか何かではなくて、やっぱり就労の場として、若い人たちの就労の場としてでも、農村地帯にそういった政策を打っていくべきではないかと考えています。

本当に、企業の方との連携、協力、こういうものが必要で、農家全体の中で安定的に収入を得られる部分がある、それがやっぱり若者が農村に残っていく条件になると私は考えています。

土木業者がどんどんいなくなっていくというんですけども、私は一方ではそれが農村離れにも拍車をかけていると思います。まあ、いろいろな問題はあるにしても、今まで土木業者は、農村の農業外所得に大きく貢献したことは、これは否めない事実です。構造改革とかいろいろな問題の中でその業者がなくなっていることということも、地方の農家の中にマンパワーがなくなっているということは、これはもう否めない事実だと思います。

それからもう一つ、今あったんですけれども、子供たちを農家にということで、今ちょっと話を聞いて、なるほどそういう考えがあるかと思ったのは、学校側が単に農村振興に子供たちが使われるんじゃないかと危惧しています。なるほど、向こうから見るとそういう考えかと思うのですけれども、私どものほうは、小学生をこんなに引き受けて大変だなと。まず小学生ですから、とても農業の手助けにはならないだろうし、それでもやっぱり何とか農業の楽しさとか、食料はこうなっているんだよなんていうことを教えていきたいなという気持ちもあるんですけれども、本当に、受け入れる側ではこれは大変だなんていう気持ちがすごくありますね。ですから、学校側では、そうか、ただ単に農村振興などに利用されちゃたまらないみたいな考えがあるのかと思って、このあたりのギャップをどうやって埋めていくんだろうなと思いましたね。

小学生もいいですけれども、今、私どもの町では大変多くの大学生に来ていただいて、官学連携でいろいろなことをしていますけれども、大学生は来ていただけるとありがたいです。ものすごい農家の手助けになります。それから、いろいろ若い人たちが考えているんですね。いろいろなアイデアを出していただいたり、また、卒業後も農家に来てくれる確率が非常に高いですね、大学生は。私どもは小学生よりも大学生のほうにも少しこういう制度なんかないのかなという気がしています。

それから、最後なんで、いろいろなことを言われていますけれども、つい最近愕然としたことがあります。バターがスーパーからなくなるというあの事件。でも、私、役場に行って、職員になぜバターが今ないのって聞くんですけれども、正確に答えられる職員が余りいませんでした。農政課の職員ですら余りいなかったということで、ちょっと愕然としたんです。

そういうことですから、多分、国民や消費者の中では、なぜバターがなくなるのかということのを正確に理解している人というのはどのくらいいたんだろうなって。このときこそチャンスじゃないかなって、逆に思ったんです。もっともっと、なぜバターがなくなるのか、このことを多くの国民の人に知ってもらうことで食料の自給率の問題とかそういう問題に、意識を向けてもらえるようにつなげていくことが、私は必要ではないのかなと思っています。

食料自給率の問題は、先ほどあったように本当にいろいろな問題があるんですけれども、もう何を言っても、なくなると国民の皆さんにご理解いただけないのかと。ただ、はっきり申し上げますけれども、そのときでは手おくれだということも言っておいたほうが

いいんじゃないかと思いますね。そんな気がしました。

以上です。

○林審議会会長 はい、ありがとうございました。

それでは、宮田委員のほうが先にお話しただいて、そして松本委員。

どうぞ。

○宮田委員 先ほど説明をいただきました「食料の未来を確かなものにするために」、その次の資料の「21世紀新農政2008のポイント」の内容ですけれども、非常に的確に実態をとらえ、また、今後、将来方向を具体的にある程度示してあるという面では、非常にいいまとめだと思っておりますので、基本的にはよろしいだろうと思います。それに関連して、私から4点ばかり、意見を申し上げたいと思います。

1つは、食料自給率。先ほどからもいろいろ議論になっていきますけれども、ここ1年ぐらい「食」と「農業」をめぐる世界的情勢、国内外含めて、非常に大きな変化を来しているということが言えると思います。

まず、穀物の需給のひっ迫。原油価格の高騰、環境問題、バイオエタノールの生産拡大によるトウモロコシを中心とした食糧需給のひっ迫の問題、また、開発途上国の経済事情の変化等による食の変化ということがありまして、非常に高くなったということと、十分食料を買えなくなったということ。それともう一つは、それに付随して輸出国が輸出規制を始めたということ。

それともう一つは、従来から、これはもう生産者、消費者ともども大きな国民的課題として食の安全・安心に取り組んできたわけですが、中国の冷凍ギョーザ事件、そういったものを中心として、不安感が増幅されたということがあります。やはり、国産の安全な食物に対する関心度が非常に高くなったということが、ここ1年ぐらいの間の大きな変化ではないかと思っております。

そういった中で、先ほども、自給率が39%と低くなった割には国民的関心がいまいちだというご意見もありましたけれども、まさにそのとおりだと思っております。今までは、いつでもどこでもお金を出せば買えたということが続いた時代でありますけれども、今申し上げた事態の変化によって、そうではなくなってきたという実感をきちっと受けとめる必要があるのではないかと思っております。

そういったことと加えて、食料というのは、食料だけを輸入するわけではなく、必然的に生産に関する水の問題、それからやっぱり日本まで届く環境、そういった面での影響、運

んでくるいろいろなエネルギーが要るわけでありまして。

そういったものを是正をした中で、世界的な今の流れの中を逆行するということがありますし、また、この買えない世界の状況の中で、日本だけがいいのかといったようなことがありますから、関心はないにしても、やっぱり国民の課題としては、さらに意識を喚起していくということがより重要ではないかと思っています。今の時代は特にそういう必要が高まっていると感じています。

そのようなことに関して、私は、日本の品目によっては米が過剰でありますけれども、いずれも自給率が低いと、しかも特定な国、アメリカを中心に依存をしている、そういった危険性の問題もあります。やっぱり特定な品目を重点的に増やしていく政策をきっちり立てていく必要があると思います。

例えば、麦でも大豆でも、自給率が低いです。10%台と、10%以内とあります。しかしながら、国産のものをつくる場合、加工製造の面で外国の品目との品質の差もありますし、そういった面を通じて、生産する余力があっても、それを完全に国内で消費する面ではいろいろ問題点があって、作付量というのは制限されているのが今の日本農業の実態なんです。そういったものを今後どうしていくかという問題。

それからもう一つは、米の問題ですけれども、これは不耕作地の解消という問題があるんですけれども、やはり食料だけではなく多品目的なもの、例えば今、穀物の上昇で畜産酪農が大変な状況になっているわけでありまして。飼料米まで、今も取り組んでおり、政府もそういう施策に転換しておりますけれども、よりハイピッチにそういった重点的な品目を重点的な施策でもってスピードをあげてやっていくということが、自給率の向上には必要ではないかと思っています。そういったことをより鮮明に表現していくことが必要でないかと思ったわけでありまして。

それから2点目は、関連がありますけれども、WTOの問題であります。

今、まとまるか、あるいはまた延びるかという分岐点でありますけれども、世界的には今言ったように状況が変わってきておりますので、やはり国境措置の中で国内の農産物の生産をきっちり守ってやっていく必要が、今の時代では鮮明にすべきだと思います。一旦開いたものは、耕作放棄地と同じように簡単に農地は戻りませんから、そういったことと、一旦海外に依存したものが今回のように輸出がシャットアウトされた場合、これは大変なことになりますので、そういった面から今回の交渉においては、やはり日本の国益ということで十分考えて交渉に当たって、ただ単にまとめるという、優等生的な面だけでは

なく、やはり日本農業の将来なり国民の自給に責任ある交渉を行うというスタンスできっちりとやる方向で進めてもらいたい。まとめるということよりも、日本の国の将来の食料政策はどうあるべきかという観点での交渉を特にお願いしたいということが2点目。

3点目は、農地制度なんです。

特に、国のほうでも若干伸びましたけれども、農地制度の見直しもあります。これについても、昨年から実施をされました品目横断、名前が変わりましたけれども、あの政策によって、農地の集積と担い手を中心とする集落営農のそういった中での効率化ということを狙ってきているわけでありましたが、一番の問題は農地の集積の問題であります。

昨日もちょっと心配したのは、経済財政諮問会議で「企業型農業経営」と「平成の農地改革」の提言が出ましたけれども、非常に極端なんですね。1人だけ農業者がいれば認めるとか、あるいはそういったいろいろな面の市町村の認可制度をオープンにするとか、そういったいろいろなことがありますけれども、いずれにしても、農地は農地として将来とも維持された中で、食料生産がいかに持続できるかということが一番の目的でありますので、本来、農業者が中心となった農地の活用ということが、私は本筋だと思います。今の制度の中で、担い手の集積がしやすいような条件整備をしていくということが、その前に必要ではないかと思えます。

例えば、土地を貸した場合の税制の問題。今、相続税、贈与税が納税猶予されていますが、土地を集積するために貸した場合は、その権利が失われるということもあるものですから、そういったことも非常に集積化の障害になっている面もあるわけです。集積しやすいようなそういった面での条件整備ということも、施策としてあわせて中でやっていくと、担い手の意欲とか地域の理解もありますけれども、そういったものにもっともっと重点的に踏み込むべきだということなんです。

あと、農商工連携です。これも非常に大事なことで、特に地域においては、農業面と商工業者との連携というのは可能性が非常に多いわけでありまして。

先日も全国の中小企業団体中央会の会長さんにお会いしました中で、農業は資源の提供、また加工の技術は商工とか、いろいろな面で食品業者との連携等もあるわけでありまして。こういった施策も、今、経済産業省でモデルケースで今年からいろいろな面でバックアップ措置をやっていきます。こういったものを国の政策としてもきっちり応援した中で地域を盛り立てていくということにより、単に農商工連携ではなく、地域の産業の活性化という面に結びつくのではないかと思えますので、そういった面でもっと重点的な取り組みを期

待したいと思っています。

以上、長くなりましたが、4点申し上げました。

○林審議会会長 はい、ありがとうございました。

それでは、松本委員の話をいただいた後、ちょっとここで皆様からこれまでいただいたご意見に対して、あるいはご質問に対してお答えいただきたいと思います。その後、まだまだ今日は時間がありますので、ご発言されていない方、安心してお考えをまとめておいていただければと思います。

それでは、松本委員、どうぞ。

○松本委員 どうも恐縮です。

白書を中心に、この1年間いろいろとご意見も申し上げて、いろいろと指導もいただいたので、まず感謝申し上げたいと思います。本日、二、三点お願いといいますか、ご意見を申し上げたいと思います。

今、各委員から今時の食料、海外、国内、いろいろな状況を見ますと、大変大きな危惧を持つというような意見表明が重なったと思います。

ある面では、大きくステージが変わってきているという認識が今言われているんじゃないかと。ということであれば、政策推進はいわゆる食料・農業・農村基本法に基づくいわゆる食料・農業・農村基本計画ですか、これを基軸に今政策を打っておられる、遂行されているという時期なんですけれども、そして目標に向かって今推進されています。このステージが大きく変わってきているという認識であれば、これは定期的見直しというよりは、政策当局としては、いろいろと早目の対応といいますか、そういうことが求められてくるんじゃないかと。でなければ、とても国民の安全な農政、食料政策、こういうことは展開できないんじゃないかというふうに思います。

輸入需給モデルも、早急に独自の開発をされるというようなお話もございました。そういうことも含めまして、これは機敏な、機動的な対応が、政策では必要ではないかというような感じがします。

それから、昨日の新聞でありましょうか、国土交通省さんでは、いろいろな判断もあまして、地方分権の下では国としての方向は正しいんだと思いますけれども、その中であって、一級河川についてああいうふうなご判断がされるということも新聞で報じられました。

農林水産省も、農地については大変関わっているところがあると思うのです。私の意見

としましては、今、お話ございますように、何でもかんでもやればよいというものではなくて、国としてどこを先ず背負うのかということになれば、農地は今470万ヘクタールでしょうか、その2倍強の食料生産草地を海外に依存しているわけでありますから、対外的にもこのところをどのように国として責任を持つかという意味合いが、これは単なる絵空事の地方分権の世界ではないんだと。やっぱり、国がちゃんと責任を持つと、そういう面でのスタンスを農林水産省は堅持していただきたい。このように思います。

それから、余談でありますけれども、今の宮田委員からの話もありましたけれども、昨日の財政諮問会議でありますでしょうか、太田大臣のコメントが新聞に出ているようであります。かつては、ネコの日農政とか、いろいろと言われた時代もありました。しかし、自給力が今言われている。農業政策は、特に農業、こういう世界の政策はまさに長く続くといえますか、自給力を持たなければなかなか広がらないというものです。見識ある農地政策を目指して今取り組んでおられますけれども、農林水産省当局は、いろいろ左右されるんじゃないなくて、まさに主管省庁として見識ある政策の集約をお願いしたいと思います。細かくは申し上げませんが、そのようにお願いしたいと思います。

○林審議会会長 ありがとうございます。

それでは、どこからお答えしたらいいでしょうか。そうですね、総合食料局、部長からまず幾つか、飼料米の問題もあり、生産調整の問題も幾つかありましたので、お話しただけですか。

○食糧部長 食糧部長の奥原でございます。

何人かの先生方から米の関係、特に生産調整の関係でご意見がございましたので、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

生産調整をやっているのは自給率の向上ということにならないのではないかというお話がいろいろございました。今でも新聞には、この生産調整が「減反」というふうに書かれたりするわけですがけれども、今やっておりますこの米の生産調整というのは、主食用の米ではなくて、別の形で水田をうまく使って自給率の低いものをつくるように転換していこうという政策でございます。

現在、日本の水田、250万ヘクタールぐらいございますけれども、主食用としての米の需要、これが年々減ってまいりました。昭和37年がピークでございましたけれども、そのときに比べると1人当たりの消費量、これは1年間で120キロぐらいあったのが、今は60キロぐらいですから、ほぼ半分まで減っているわけです。そうしますと、この250万ヘク

タールのうち6割の水田でこの主食用の需要が賄うことができってしまうという状況でございます。

したがって、水田で目一杯主食用の米を作ったという場合には、需給バランスが大きく崩れることになる。そうすると、価格のほうは当然低下することになりますが、急激に低下すれば、特に大規模な稲作農家ほどその経営に与えるダメージが非常に大きいということもございまして、この主食用の米の需給バランスをきちんととるようにしようと、これが一つの生産調整の目的でございます。

そのときに、あいている4割の水田をいかにうまく使って、この自給率の向上につなげていくかという発想で政策を展開しております。

これまでもこの4割の水田で、麦ですとか、あるいは大豆、飼料作物、こういった輸入に依存しているもの、これを国内でつくっていただき、そのために補助金もいろいろ出してやっているわけでございますけれども、年々、この生産調整の目標規模というものも大きくなってきております。主食用米の需要が減るに従ってそういうことになるわけですが、特にこの20年産について言いますと、面積では10万ヘクタール拡大しており、これだけの面積で主食用の米の生産からほかのものに切りかえなければいけないと、こういう状態になっております。

これまでも、麦・大豆、各地で取り組んできていただいておりますけれども、やっぱりその地域の水田の状況によっては、麦なり大豆がうまく作れないところがございまして。特に湿田地帯のようなところでは麦・大豆がうまく作れません。そうしますと、そこで別の形で生産調整が進められないかということになります。従来から、エサ米ですとか、あるいは米を粉にした米粉用の米とか、こういうものも生産調整としてやることができたわけですし、補助金もついてはございましたけれども、従来、それほど大きな取り組みには実はなっておりません。ですが、ここに来て国際的な穀物の需給状況も相当変わってきております。

飼料用のトウモロコシも相当難しい状況になっております。私ども、麦につきましては国が輸入をして販売をするということをやっておりますけれども、こちらはこの4月から30%価格を引き上げざるを得ない状況でございまして、麦ですとか大豆、あるいは飼料穀物、こういったものを海外から輸入することに、だんだんいろいろな支障が生じつつあると、こういう状況だろうと思います。

そうしますと、米を別の形で、この主食用の形だけではなくて、米を粉にしてパン、あ

るいはめんの原料にする、あるいはエサ用に使う。そういった世界を大きく切り開いていかないと、将来の水田農業の展望は開けていかないんじゃないかと考えております。

この20年産からは生産調整の対象として、この主食用でない米、これをかなり前面に出して、いろいろPRもしておりますけれども、これにつきましては今後ともさらにこれが定着して伸びていくような方策を、いろいろ検討していきたいと考えているところでございます。

それから、この関係で、エサ米をつくったときに価格がどうなるのか、経営的にペイするのかというお話がございました。これは、価格面で言いますと、主食用の米に比べますと、エサ用ですとか米粉ということになりますと、値段は当然かなり低いことになります。現在、60キロ1万5,000円で主食用の米が売れているとしますと、トン当たりで25万円ということになります。これがエサ用に売るという場合には、これは競合しておりますトウモロコシの価格と大体同じ程度の価格で売れませんと、使うほうは使えなくなります。ということからいきますと、現在の状況では、エサ用にする場合にはトン当たり3万から4万の間というぐらいになりますので、これはかなり価格は低いことになります。

従いまして、これは生産段階では当然コストを下げる工夫、多収品種の種を使うとか、それから、田植えをするのではなくて籾で直に播くとか、いろいろなコストを削減する取り組みをやっていただきながら、その上で、現在でも生産調整のための補助金がついておりますけれども、こういうものをきちんと手当てをして、経営的にもそれなりに成り立つようにしていくと、こういうことも必要なことと考えております。

こういう観点で、この自給率の低い作物を空いている水田でつくるという意味におきまして、この生産調整はこれからも重要性をさらに増してくると考えておりますので、これをいろいろな形で進めていきたいというふうに考えております。

○林審議会会長 はい、ありがとうございました。

続いて、順番にお願いいたします。

○消費・安全局審議官 消費・安全局審議官の山田でございます。

まず最初に、直接関係のある神田さんのご質問ですが、リスク管理が重要であるとおっしゃっていただいて、ありがとうございます。

私どもの局では、やはり、問題が起きてからそれにいかにもうまく対処したかということではなく、食品安全にかかわる問題とか事故とかが発生しないようにということで、日頃からこつこつと仕事をしているわけですが、こつこつと仕事をしているということ

は、うまくいけばいくほど話題にはならないというか、新聞ざたにはならなくて、失敗すると何か問題が起きて新聞ざたになってしまうわけです。

目立たないということもございますし、とりたてて食料の自給率の向上のためにやっているわけではなくて、結果的にはそうなるかもしれないんですけれども、そのためにやっているわけではない。その上、補助金を出すというような話でもないの、余り農林水産省の中ではアピールしない施策のようでございますけれども、説明していただきたいとおっしゃっていただきましたので簡潔に申し上げます。

実際、事故とか問題の発生の防止のためには、どういう問題が起こり得るかという情報収集、例えば、輸入品の問題に関しましても、日本に輸出してくる国がほかの国に輸出して、その国で何か起きたとすれば、日本でも起きるかもしれない。そうすれば調査をしてみなければいけないということもございます。

特に農林水産省の任務といたしましては、食料の安定供給ということに関しまして、特に現場を所管していることから、生産・製造現場において食品を安全にするような手段をとることが農林水産省の任務かと思っております。そこで、そのためには、まず現状というのを把握しなくてははいけません。そして、その現状の把握というのは、主としてサーベイランスと申しますが、サンプルをとって分析などをして調査いたします。

例えば、よく喧伝されている農薬でございますとか食品添加物というものは、それを開発して販売する会社があるわけです。従いまして、そういう人たちが販売するために認可なり登録なりが必要で、そのために彼らが巨額の資金を使ってデータを作成するわけです。一方、天然毒素でありますとか、例えばジャガイモの芽にあるソラニンなんかそうですけれども、それからカビがつくるカビ毒、アフラトキシンというものなどは、人類が知っている毒物の中で最も危険なものの一つなんですけれども、そういうものとか、例えばいわゆる環境からの汚染物質、農水省ではカドミウムが一番有名かと思っておりますけれども、日本の土壌ではヒ素とかもかなり高くなっております。また、もともとあったものから、製造加工または調理過程で生じてくるようなものがありまして、例えば、ご存じかもしれませんが、アクリルアミドというようなものとか、新式しょうゆの中などにありますクロロプロパノール類というようなものがございます。

こういうものは、汚染物質をわざわざつくって売る人はいませんから、誰もデータを作ってくれないということで、当然、国が消費者の安全のためにデータを作る必要があるということで、やっております。そのデータを使いまして、結果として安全と言える場合に

は、本当に証拠をもってこの国産品は安全ですと公表もできます。また、安全と言えないような事態になったときには、それを安全にするために、例えば生産法、製造法などをどのように変えるか、または注意してやっていただくかというような指針を出すということを考えております。

これまで、何もしなくてもいいですよと、これで大丈夫ですというのも幾つか公表いたしましたし、それから、例えばコーデックスでありますとか、そういう国際的な基準をつくる機関に提出いたしましたして、特に、先ほどの新式しょうゆとか調味液などに含まれているクロロプロパノールにつきましては、コーデックス委員会がつくりました、code of practice（コードプラクティス）と英語では言うておりますけれども、製造規範の中に日本の情報が入っております。それから、これも今年の7月に総会で多分採択されるだろうと期待はしているんですけども、基準値がございます。その基準値も、日本が提出したデータに基づいて、今のところ合意が部会ではされております。

したがって、本来、消費者のためにと行ってやっておりますけれども、結果的には生産者、製造者の方にも利益があることではないかというふうに思っております、目立たなくてもこつこつと私どもはやっていくこととしております。

それと、もう一つおっしゃった国産品の消費と健康がどう関係があるのかというご質問ですけれども、私どもの局の観点を申しますと、そういう科学的データはございません。ただ、なくても国産品を愛するという気持ちは持っていたいただきたいなと思います。国産品だからといって、それから輸入品だからといって、健康に貢献する度合いが違うということは全くございません。

それから、あと、飼料のことを幾つかおっしゃっていただきました。確かに、私どもも飼料安全法を持っておりますので、飼料価格の高騰とか品不足であるというのに対処するために、これまで余り多く飼料として使われていなかったものの使用を促進するために、畜産物の安全というのを確保しないといけないので、例えば、畜産物の残留基準値を満たすために十分な低い濃度の残留農薬なのかと、そういうチェックをしながら、安全性を確認しながら、安全であると分かったら、より広い範囲の飼料を使っていただけるといいたいというふうに思っております。

○林審議会会長 ありがとうございます。

それでは、生産局にかかわることで審議官のほうからお願いいたします。

○生産局審議官 若干、個別の話でございますけれども、古口委員からでございましたか、

バターがスーパーからなくなると、なぜなのかよくわからないというようなお話がございましたけれども、この背景についてご説明申し上げます。

○古口委員 背景はいいです。簡単にで。

○生産局審議官 よろしゅうございますか。

そういうことで、対応といたしまして、主要な酪農産地でございます北海道で増産体制に切りかえていただいているということ、それから、前倒し輸入もしているということ、それから、メーカーに対しても増産要請を行っているということでございます。

○林審議会会長 はい、ありがとうございます。

それでは、経営局長からお願いいたします。

○経営局長 何名かの委員からご指摘がございました農地政策改革についてお話しします。

先ほど来、色々ご意見がございましたように、現在「食」をめぐる国際情勢に大きな変化がある中で、国内の農業生産を持続可能なものにしていくために必要な要素として、4つの事項が挙げられると思います。

まず1つ目は、国内で有利性のある、別の言い方をすれば、特徴のある、消費者に好まれる生産物をどのように作っていくのか。先ほどの需給調整、お米の話もありましたけれども、どういったものをきちんと選択して作っていくのかということが1点です。

それから、それを誰が作るのか。これは、昨年以来の農政改革には、担い手を育成していくという大きな方向があるというなかで、各地域において、どのような人たちを担い手として育てていき、また、将来にわたる国内生産の基軸として育てていくのかという、「人」の問題です。

それから、3つ目が「土地」。どこでどれだけの土地を確保して、それをきちんと農業的に利用していくのかという問題です。

そして、4つ目が技術あるいは知識という、農業に関するインテリジェンスについて、どのように生産現場に注ぎこんでいくのかという問題です。

これらのうち、「土地」の問題ですけれども、これについては大きく2つの論点があるかと思っています。

1つ目は、やはり今のわが国における土地利用をめぐる状況の中で、これからは、国内的に大規模な農地開発は想定できないと思います。これまで、昭和になりましてから、あるいは、それ以前も含めてであります。営々と農地の造成ということをやってきたわけでありまして。しかしながら、現時点において、新たな農地開発を行うというのは

想定しにくいと考えられます。

一方、土地については色々な需要があり、農地から他の用途への土地利用が進み、都市的な用途への利用が中心になってくると思います。公的なものへの利用も含めて、農地が他の用途に利用される土地へと変わっていく。これを一切止めるということもなかなか難しいと思います。そうしますと、限られた農地、それをいかに優良な状態で確保していくのかということになって参ります。この優良な農地を確保するため、制度等をどのようにしていくのかということが第1点であります。

それからもう1つは、先ほども申し上げましたが、そのようにして確保された農地を、農業の担い手の方々にいかに使っていただくのか、さらに、いかに満足して使っていただくのかということでもあります。

耕作放棄地の話も出てきており、後ほど農村振興局から付加することがあるかもしれませんが、先ほどのお米の生産調整の話にもありましたように、現在はお米をつくらないことに対して、放っておいてもよいというような助成金は出しておりません。したがって、現在、耕作放棄地となっている土地というのは、どちらかと言いますと、非常に使い勝手が悪いところであり、田んぼよりも小さな畑のほうが多く、その他には、昔の桑畑でもう養蚕を行っていない、桑の木だけが残っているようなところなどです。このように現実的にはなかなか使い勝手が悪く、新たに農地開発をやらないようなところに、耕作放棄地があるわけでございます。

したがって、そのような使い勝手の悪いところまで本当に満足して使うことができるのかどうかということについては、その農地としての利用の効率性も含めてきちんと検証しなければいけません。しかしながら、一方で、例えば平地に残っているような優良な農地については、きちんと使っていかなければならず、そういう優良な農地をどのようにしていくのかという検討こそがむしろ重要なのだらうと思っております。

このような論点については、これまでも農林水産省といたしまして、様々な認識を持った上で、いわゆる担い手の問題についてそれなりに結論を出しておりますが、「土地」の問題についても、21年度中には新たな制度を実施できるように、現在、最終の検討を進めているところであります。

昨日も経済財政諮問会議の場で、大臣からその旨を申し上げておりますが、この場におきましては、2点ほど論点がございました。

1つは、農業をめぐる私共の認識について、基本的には今申し上げたようなものであり

ますが、経済財政諮問会議の委員の方々の認識も、農業はきちんと力強くなる必要があるだろうというものであり、その目指すべき方向性は多分私共と変わらないのだろうと思います。しかしながら、その手段については、個別の項目ごとに、例えば農業生産法人のあり方の見直し等々と言っておりますが、そう言われましても、私共といたしましては、大きな制度改革全体の中で、法制度面も含めて検討しなければいけない状況であります。したがって、個々の具体論については私共にお任せをいただきたいということを大臣より申し上げました。総理からも幾つかの項目についてご発言があったとのことですが、農林水産大臣としては、その辺の制度的なもの、技術的なものを含めてきちんとお任せを願いたいということをはっきり申し上げました。

それからもう1つは、農地転用についての分権の関係であります。この分権の件につきましては、先ほどもちょっとお話がありましたけれども、農地の転用については、基本的に今もうすでに90%以上がその許可権限について地方に移譲しております。しかしながら、やはり食料を将来にわたって昨日、大臣は50年と申し上げましたが、例えば、50年先の日本国民に対しても、食料を永続的に供給できるような責任というのは国が持たなければいけません。このような観点から、農地と他の用途に利用される土地との調整に関する問題であり、農地転用に関する必要な規制というものは、国としてきちんと持っている必要があるということを申し上げております。

いずれにいたしましても、来年に向けて制度改革を行う予定にしており、先ほどご指摘ございましたような認識をきちんと我々も持っております。ただし、これもまた難しい論点があるのはご承知のとおりですが、私共といたしましても、そのような課題をきちんと踏まえて、秋口を目途に、税制の問題も含めて、制度の全体像について、早急に成案を得るように努めてまいりたいと思っております。

○林審議会会長 はい、ありがとうございます。

大変熱を込めてお話しいただいております。ちょっと答弁のほうがり長くなり過ぎている感じがありますので、最後に農村振興局からお話しいただきますが、簡潔にお願いいたします。

○農村振興局次長 はい。3点申し上げさせていただきます。

岡本委員、古口委員から子ども交流プロジェクトについてお話しいただきました。4月から文部科学省、それから総務省と3省で連携しましてスタートしました。文部科学省のほうでは、既に3月末に学習指導要領を改訂いたしまして、その中で集団宿泊体験、ある

いは自然体験といった形で位置づけていただいております。

今度の月曜日、19日に代々木のオリンピックセンターでキックオフイベントをやるので、委員の皆様方におかれましても、お時間がありましたらぜひご参加いただければありがたいと思います。

岡本委員からは、農山漁村の手伝いをということでもうまくいかないのご意見がありました。それから、古口委員からは小学生を受け入れるのは大変だと。このお2人の意見の間にあるギャップをどう埋めるかと。これがまさにこの施策の一番大事なところだと思っております。

そのために、今年はモデルとなる地域を50地域つくる。今、学校のほうのモデルも171で手が挙がっております。この送り出し側については文部科学省さんが助成する、それから受け入れ側は農林水産省が助成するという形で予算を組みまして、スタートしたところでございます。

こういう形でモデル地域ができますと、そこを学校の先生とか、それから、ほかの地域の農業者の方に視察などをしていただきまして、広げていきたいと思っております。5年後に全国の小学校1学年分、120万人のお子さんが農村で1週間程度体験していただけるようにということを目指しているところでございます。

それから2点目は、農村の活性化、経済ということと関連しまして、農商工連携について何人かの委員からご指摘いただきました。

これは経済産業省と連携しているものでございます。やはり、農業もいろいろ厳しい状況にありますが、中小企業も、地方経済が大変な中にありますので、新しい商品、新しい結びつき、あるいは新しいサービス、こういった形で展開を目指していこうというものであります。農林水産省側で100億、経済産業省側で100億、合わせて200億の予算を計上しております。

また、法案を今提出中でありますけれども、課税の特例、それから融資の特例、あるいは債務保証の特例、こういったものが受けられるようになっております。さらに工夫してやっていきたいと思っております。4月の初めに両省で協力しまして、「農商工連携88選」という優良事例集も出したところでして、協力しながら進めていきたいと思っております。

それから3点目は、耕作放棄地の問題であります。耕作放棄地、今年の夏に1筆ごと全筆の調査を行うことにしております。従来も統計がございますけれども、比較的、農家の方の主観、あるいは市町村のほうからの申告といった形でやってきて集計しておりました。

これを1筆1筆、厳格な基準をもって見ていく。その上で、見るだけではなくてどうするのかということ話し合っていくという対策を講じることにしているところです。

基盤整備の関係も、ちょっと平田委員からお話がありましたけれども、今年から基盤整備についても要件を緩和する、あるいは負担金の優遇措置をするといったことも講じているところでございます。

地方分権につきましては、先ほど経営局長からお話があったとおりでございます。国としてきちんとチェックするべきところはチェックするという考え方でやっていきたいと思っております。

○林審議会会長 はい、ありがとうございます。

それでは、先ほどからまたご質問をいただいている高橋委員、そして荒蒔委員という順番で、まずはお願いします。

○高橋委員 食生活教育を担当する立場からお尋ねします。米の消費拡大、あるいは野菜の消費拡大、これは声を大にして言いやすいことです。けれども、畜産物の消費をこれ以上拡大するということは、結局はPFCバランスをさらに崩すことです。そういったことを絡めたときに、畜産振興との関わりをどういうふうに位置づけていらっしゃるのかをお尋ねしたいと思います。

○林審議会会長 ありがとうございます。

では、荒蒔委員、どうぞ。

○荒蒔委員 質問というより要望みたいなことなんですが、細かい点では2つあります。

1つは、宮田委員からも出ていましたWTO絡みの今後の進め方という点では、ここに出されている内容は、今までと全く同じことなので、今の世界情勢、日本の情勢を考えたもうちょっと具体的な新しい戦略が要るんじゃないか。これは要望です。

もう1つは、食品表示監視特別Gメンとか、ちょっと全く違うエリアですけども、鳥獣害対策とか、いくつかこうやるというのが出てきているのですが、これらは他省庁との連携というのが非常に重要になってきている分野だと思います。農林水産省だけでやったらここまでしかできないよと言われてたら、多分そういうところがあると思うので、ぜひ実質を上げるためには、他省庁との関連の中で、予算策定に当たって具体的な進め方が要るんじゃないか。

それから、皆さんおっしゃっているように、この19年のレビューと20年度の施策は、非

常に幅広く、なおかつポイントをそれぞれつかまえてリストアップされているので、大変いいプランだなと思います。私ども審議会というのは、農林水産省の行政の皆さんに、我々としてはこういうことをやったほうがいいのではないかとということを申し上げる立場だということはよくわかっているのですが、これから予算措置に入っていく中でプライオリティーというのをしっかりつけてほしいと思います。例えば、第一歩は絶対やる、第二歩はここまで、次の年にまたがってもやるということ。次の年の予算は明らかにされないもので何とも言えないんですけども、目指すべき姿はこれだというものを絶対忘れないこと。

そういうことについて、いわゆるP D C Aの中で、この案はPだけで、D以下はもう別なところに行っちゃう、行政のほうにお任せということになりがちなのです。しかし、この審議会のメンバーが、やっぱり我々は言うだけだったなで終わらないように、予算措置が決まった段階で、もう一度ぐらいレビューしてみるというのも一つの考え方ではないでしょうか。全体的には要望として申し上げたいと思います。

○林審議会会長 ありがとうございます。

では、玉沖委員、そして櫻井委員。

○玉沖委員 観光と食で地域振興に取り組む現場の者として2点申し上げます。

1点目は、農林水産業と他産業との連携が、先ほどもお話が随分上がっておりますが、現在、地方の現場でどんなことが起こっているかということです。情報伝達やコーディネートをする人や機能が、極めてまだ希薄です。ここは地方自治体にぜひ頑張ってもらいたいところです。

例えば、実際に私どもが携わった例として、観光地で地元食材の起用率を上げるという点において、観光地が地元の生産者の情報を余り持っていない。そこを私たちが介在してご紹介をしたりしました。あと地元の中小メーカーが生産者を余り知らない。これは仲介する仕入れ業者から買うことがもう先代、先々代からずっと続いているので、変えようという発想がない。そこにそんなことを伝えに行ったりしました。更に、地元商品であれ国内産であれ、消費率が上がるとうれしい、終わりではなくて、消費者やメーカーはさらなるものを求めてまいりますし、今のように原材料や原価が上がるとさらなる工夫が必要になってきます。そんなとき、さてどうするのかというときに、生産者やメーカーは違う技術を求められてくるのですが、なかなかそこで新しいものに取り組めていない。

例えば、今回も米粉の件がすごく話題になっておりますが、米飯以外で消費を促すとい

うことについても、もう米粒のまま、それを練り込んだ玄米パンなんかも売られています。野菜についても違う消費の仕方ですーツをつくれればいいじゃないかと提案し続けていますが、これもベジスーツと呼ばれて、随分普及してしまっています。あと、トマトについては、もう専門のレストランなんかがたくさん出てきた、なんていうようなことを教えてくれたり伝えてくれる情報提供者が極めて希薄。ここで、一番商材を持っている地方のところの弾みがいま一步進まないということを、非常に感じております。

しかし、冒頭でも申し上げましたように、ここは地方自治体がぜひ頑張るべき部分だと考えています。国にぜひお願いしたいのは、そういった視点ですとか、全国の取り組み事例や成功事例をどんどん地方自治体に発信して行っていただきたいなど。私どもがお伺いすると、やはり国から発信された事例は、実際は非常に受け取りやすいみたいで、そういったことを参考にして、すぐ視察ですとか情報を取り寄せたり問い合わせたりということをしておられるので、この部分の強化をぜひお願いしたいと思います。

2点目なのですが、離島について、島ですね。もしかしたら陸の孤島と呼ばれる集落も含まれるのかもしれないですが、ぜひ離島の対応についてももう少し目線を配っていただきたいなと思います。

例えば、食や観光について非常に資源が豊富なんですけれども、どういう取り組みをすればいいかがわかっている、すべてにおいて少量と多品種での勝負になります。それらに補助事業をいただこうと思えば、すべて事業ごとにテーマが別、そうしたらそれだけの職員の体制を置かなければいけない。けれども、離島の役場は非常に小さいので、それだけの職員対応は難しい。農林水産省に行こうと思っても、往復で2泊3日かかってしまうみたいな地域が、すべて全国同じ条件の中で目標を持ち、事業に応募し、という状況が何とかならないかと思っているところでございます。私も今取り組んでいる最中で、明確な答えや課題を持っていないんですが、ぜひここについて、もう少し目線を配っていただきたいなというふうに考えております。

以上の2点、お願いでございました。

○林審議会会長 はい、ありがとうございました。

それでは、櫻井委員、どうぞ。

○櫻井委員 私は行政のあり方ということでちょっと申し上げようと思います。

委員の任期ですが、1年間見てきて、農林水産省ってどういうところかなということで観察をさせていただいていたようなところがあるんですが、何か非常にとりとめがないと

うか、つかみどころがない行政だなというのが私の感想です。今日もいろいろな話題が出るんですけども、結局のところ決め手が何なのか、それから、取っかかりが何なのかというところが非常にわからないんですね。「食料の未来を確かなものにするために」という文章も出されているんですけども、読んでみると、あまりおもしろくない教科書を読んでいるような感じで、読後の感想としては、別にいいんじゃないんですかという程度で、具体的なインパクトがない。

それはどうしてそうなのかということですけども、農業行政の特質という、そのトピックの特質に由来するということなのか、あるいは組織の問題なのかというところが、あるいは両方なのかもしれないんですけども、そういうところが非常に特殊といいますか、大きな特徴なのではないかなというふうに思っています。

ちょっと私も、だからまだわからないんですけども、一つ言えるのは、農林水産省という組織は何か全体としてガバナンスがないという感じがします。昔から、課あって局なしとか、局あって省なしとか、省あって国なしとかっていうことは、それぞれの省庁でそれぞれもちろんあるんですけども、それにしても際立ってそうなんじゃないかという気がして、これは一体だれと話しているのかわからない。それから、この審議会もそうなんですけれども、いろいろ議論は出てきて、それなりのレスポンスはあるのだけれども、だからそれがどういうふうに活かされるのかというと、多分どこかに沈んでいって終わらなんでしょうという感じがしまして、いま一つ発言するインセンティブがないといいますか、モチベーションがわからないところがあるんです。

しかし、扱っている問題は非常に重要なことばかりでして、農家の対策もまさにそう、放っておいたらなくなっちゃうという話ですし、それから消費者の観点をどう入れるのかなんていうのは、行政をラジカルに変えるというようなことですので、極めて難しい問題だと。かつ、それからもう一つは、国際的な動きとの関係でどうするのか。いずれも非常にクリティカルで大きな問題で、それをガバナンスがちゃんとしていないような組織できちんと対応できるのか、疑問に思ったりしております。

個々の官僚の方の顔もよく見えないというところもあって、何か対話している感じがしません。これからの問題は大きな国家的な課題ととらえて対応せざるを得ないというふうに思っています。

ひとつ申し上げたいのは、消費者庁構想がありますけれども、中央省庁改革も農林水産省は受けませんでしたし、それからBSE問題では、組織もそれなりには揺れたんですけど

れども、まだ揺れ方が全然足りないというところが恐らくあって、消費者庁構想のような話も、本当は積極的に乗っていくといいし、所管の法律を変えるなんていう議論も出ているようですけれども、そういうものも本当は思い切ってやると、国民の立場からすると、もっと力強く行政をやっていないとだめなんですよ、こういう重要な問題というのは。

先ほどから聞いていると、メッセージを発するとか、国民運動にするとかおっしゃっていますが、それは行政のやることなのかという疑問があります。もっとコアの政策的な技術論が本来あるはずで、そういう重要な問題が大衆運動的なかたちで解消してしまっているというのは、極めて心もとないことであると思います。

それから、分権の話もありましたけれども、分権についてもいろいろ議論はあるんですが、今言ったような前提でお話を伺うと、国の役割が重要だといっても、農林水産省がちゃんとしていないと、ちゃんとしているという前提で国がちゃんとやりましょうねというのならわかるんですけれども、そうじゃないとしますと、何か既得権を守ろうとしているのかなという印象にしかならないわけですね。

河川行政のことは、私は多少やっているんですけれども、一級河川の管理の移管問題も、あれは組織としても大いなる苦悩があり、それから新しい問題に対応しようということは推測がつくのですが、そういうことが少なくとも見えてこないことは確かだし、そういう組織としての苦悩みたいなものが本当にあるのかと。何か、中に入ってみると非常にばらばらだなというような感想でございます。

○林審議会会長 ありがとうございます。

まだご質問があらうかと思いますが、今、櫻井委員がおっしゃったこと、かなり大切な部分も含んでおりまして、わたしも一言申し上げたいと思いますが、恐らくわかりにくさの原因は農林水産省の扱っている課題が本当に広大だということだろうと思います。

先ほど荒蒔委員もおっしゃいましたけれども、「21世紀新農政2008」のストーリーは、完璧に近いと思うのですが、これが本当に達成されるにはどうしたらいいのかということを考えますと、やっぱりプライオリティーをはっきりさせてもらいたい。例えば5年後に、これをもう一回読んでみて、何ができて、何ができなかったのかを明確にすべきです。これまでのこの審議会もちゃんといいことを言ってきたと思うのですよね。言ってきたけれども、できているのかどうかというのは、それは検証してみればわかることです。5年後にちゃんと検証可能なようにプライオリティーを明確にしていきたいなという気がいたします。

農政の難しさは、例えば、私は先週タイに行きましたが、タイの首相がこんな発言をして物議をかもししていました。現在タイでお米の値段が急騰しているんですね。お米が高くなったことに不満を持った消費者に、「農民が喜んでいるからいいじゃないか」とコメントしたというのです。その言い方はタイ語でどう言われたか、つっけんどんな言い方だったのかどうかわかりませんが、私は、食料は世界的に安過ぎると思います。このことが過去50年の間にどれだけ農業に携わる人たちを苦しめてきたのか。だから、基本的に言うと、タイの首相の言っていることは正しいと思うのです。正しいけれども、それは消費者に言うことじゃないだろうと思います。過去50年の間に貧富の差は拡大しておりますので、お米も食べられない貧しい人たちに対してきちんとした政策をとらなければいけないわけですから。しかし、農業・農村が荒廃している原因のひとつに、余りにも食料の値段が安過ぎることにあるんじゃないかと私は思います。

先ほど経営局長がおっしゃった日本の250万ヘクタールの水田、これは前の審議会で古口委員がおっしゃっていたことですが、畑作よりも米作のほうがお年寄りにとって本当に楽なんだと、そこまでソフィスケートされた作業になっているんだというようなことをおっしゃられましたけれども、生産調整をなくしてもよいように米粉をもっと有効に使う。もちろん、飼料米やバイオエタノールもありますけれども、まず人間が食べることが重要で、ご飯として食べる以外の用途の開発に援助していただきたいと思います。

今は、何か新しい商品を開発するためには、お米を差し上げて、開発用に使ってほしいということはやっていらっしゃるようですけれども、もっと急速に開発が進むように、いろいろなお米の新しい利用の仕方ですね。1年でここまでできるという目標を決めて、そのためにはもう少しお金をつけていただいたほうがいいんじゃないかという気が私はします。

メリハリをしっかりとさせていただいて、先ほど櫻井委員がおっしゃったような、見ていてどうなっているのかわからないということがないような施策を、ぜひとも進めていただけないかなというのが私個人の意見でございます。

それで、時間が迫っておりますが、先ほどから追加でいただいたご意見に対して何か。
はい、どうぞ。

○総括審議官（国際） 宮田委員それから荒蒔委員のほうから、WTOの関係が出ました。

WTO農業交渉については、私どもは当初から多様な農業の共存ということを目指して交渉してきているわけで、ある意味では今日の状況というのは、ほれ見たことかと言いた

いという気持ちがあるわけですが、一方で、WTO交渉というのは、いろいろな要素はあっても、当の関税を下げる交渉、これがコアなわけですから、それ自体は避けて通れないと、こういうことだと思います。

今日の食料問題なり、それ以外のさまざまな国際的な変化について、率直に言ってWTOで対応できることというのは限られております。WTOはあくまで貿易を扱う機関でありますから、そういう意味で、今後WTO以外のさまざまな国際的な取り組み、5月末にはTICAD、アフリカの開発会議ですね。それから、6月の初めにはFAOでハイレベルの会合があって、そこで食料問題を議論する。さらに、7月にはG8サミットで、ここでも食料問題を取り上げると。こういうことになっておりまして、そういったところでも、私どもとしては輸入国の立場から食料安全保障ということ、これはもちろんアフリカをはじめとした途上国の問題というのは非常に重要であります。一方で、我々先進国も含めて、しっかり確保できるように対応していきたいというふうに考えています。

○林審議会会長 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

はい、どうぞ。

○食料部長 林会長からも米粉の話が出ましたので、もう一回お話をさせていただきたいと思います。

4月の終わりに、日経新聞の1面に米粉の話が出たかと思えますけれども、あのタイミングで我々が何か発表したわけではございません。ですけれども、昨年の秋から、「販売」を軸とした米システムのあり方に関する検討会」を設けまして、我々、水田を活用して、この非主食用の米をいかに低コストでつくって、これを流通して消費してもらうか、この体系をどうつくるかという議論を真剣にやっております。いろいろな業界の方も呼んでヒアリングも進めておりまして、あの新聞記事になっているのはその検討会に出ている資料をベースにしておりますから、ああいう方向で我々は検討しているということでございます。

特に、先ほど申し上げましたけれども、水田機能をきちんと将来にわたって維持するというのは非常に重要な話だと思います。国際的な食料需給が変われば変わるほど、この日本の生産装置を維持しなければいけない。特に、この水田は畑と違って連作障害が全くありませんので、何年も続けて米を作り続けられるという装置ですから、これをどうやって将来につないでいくかということが非常に重要だと思います。

そういう観点で見ますと、麦・大豆ができるところは作っていただければいいんですが、そうでないところはやっぱり米の形で、主食用でないものをきちんと作る。これをいかにするかということです。

エサ米とこの米粉が2大柱ということになるんですけれども、エサよりも米の粉のほうがもう一つ難しいのは、米を粉にしておしまいじゃないということです。粉にして、それをパンメーカーに持って行ってパンにして、それをスーパーや外食企業に持って行ってきちんと消費者のところまで流通させる。これがあって初めて機能するわけなんです。そうしませんが、米粉用の米、あるいは米粉そのものが在庫で積まれていくということになりますので、これは本当に農商工連携の典型的なテーマだと思います。産地とこういう関係の業界、流通業界まで含めてきちんとした連携ができるような、そういう政策をきちんと打っていくということが必要だと思っておりますので、これはいろいろな角度から今検討しておりますし、真剣に取り組んでいきたいと思っております。

○林審議会会長 本当にどうもありがとうございました。おっしゃるとおりだと思います。ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

○消費・安全局審議官 1点だけ、荒蒔委員の表示に関して他省との連携が重要というご意見で、全くおっしゃるとおりでございます。実は、既にそのために食品表示連絡会議というものをつくっております。どういう人たちが入っているかと言いますと、順不同ですけれども、内閣府、公正取引委員会、厚生労働省、警察庁、そして農林水産省、そういう会議をもう既につくっております。地方にも同じようなものをつくっていただくように動いているところでございます。

○林審議会会長 はい、ありがとうございます。

○総括審議官 国会の関係でちょっと遅れて参りまして、大変申しわけありませんでした。

櫻井委員のお話にも何も答えないとますます顔が見えないと言われそうなので、どうお答えしようかと思っております。いろいろ考えていたのですが、一つは、そういう印象を持たれているということについては、真剣に反省しなければいけないという気持ちはあります。一方で、今日出席した者も含めて、みんなそれぞれ気概を持って一生懸命仕事をやっている、そういうつもりでやっております。ですから、それが十分ご理解いただけないというのは、努力の不足もあるだろうという反省はいたしております。

運動論のようなことが多くて政策のコアがあまりないというお話もありましたけれども、

食料問題といのはなかなか身近なようで、日常生活の中にありふれていることですから、その重要性ということが普段はあまり認識されないということですね。その認識を深めてもらって国民の理解のもとに進めたいという気持ちから、運動論的なものもかなり多くなっているというのが実際でありますけれども、政策自体も真剣な検討をしておりますので、会議の場だけですとなかなか顔も見えないということになるかもしれませんけれども、もっとこれから濃密におつき合いいただきたいと思います。

○林審議会会長 はい、ありがとうございます。

それでは、最後に事務局から、資料4についてのお話をいただいて終わりにしたいと思います。

○大臣官房参事官 資料4の2ページをごらんいただきたいと思います。

昨年8月、省内の組織改編がございまして、果樹部会の庶務を行っておりました生産局の果樹花き課が園芸課に改編されました。この関係で、この第3条の果樹部会の庶務を園芸課に変更したいということでございます。

○林審議会会長 よろしいですね、これは。そういうことでお願いいたします。

予定の時間をオーバーしましたのは、わたしが時間配分を間違えたためで申し訳ありません。

この会議で皆様からいただいたご意見、これにつきましては、今後の農林水産省の施策、また、きょうは国土交通省からも来ていただいておりますが、いろいろな意味での施策に生かしていただくこと、それから、ものによっては平成21年度の予算要求などに反映していただきたいということを最後にお願ひ申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、きょうのこの会議の議事録につきましては、委員の皆様のご確認をいただいた上で、発言者の氏名とともに公表するということにいたしたいと思いますが、どうかご了解いただきたいと思います。

次回の審議会開催日程につきましては、事務局とも相談の上、決定してご案内申し上げます。

それでは、本日はこれで閉会いたします。ありがとうございます。

午後零時08分 閉会